

○中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年3月25日条例第2号）

抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

（組織）

第3条 審議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

（任期）

第4条 審議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会等に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条—第4条関係）

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数
中津川市介護保険運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業の運営に関する重要事項についての市長の諮問に対する答申及び意見陳述	2年	18人以内

○中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成10年5月20日規則第19号）

抜粋

（趣旨）

第1条 この規則は、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第5条の規定に基づき、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱等）

第2条 審議会等の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が、委嘱又は任命するものとする。

（会長等）

第3条 審議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第5条関係）

審議会等の名称	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市介護保険運営協議会	医療及び福祉の事業を代表する者 介護保険の被保険者を代表する者 識見を有する者	健康福祉部介護保険室

中津川市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の推進に寄与するため、本市における審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする審議会等)

第2条 この指針において対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

(公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより審議会等における会議の円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

一部改正〔平成26年6月18日〕

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第3条に定める公開基準に基づき、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を公開しないことと決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- 2 会議の開催の公表は、市広報、市公式ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。
- 3 会議開催の公表事項は、会議名、議題、開催日時、開催場所、傍聴定員、傍聴手続きの方法その他必要な事項とする。

(会議資料及び会議録の公開)

第7条 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を市民等の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。